

平成 28 年 6 月 17 日

株主各位

鈴 縫 工 業 株 式 会 社
代表取締役社長 鈴木一良

「第 69 回定時株主総会招集ご通知」の一部訂正について

弊社「第 69 回定時株主総会招集ご通知」の記載事項に一部誤りがございましたので、ここに
お詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正のお知らせをさせていただきます。

記

【訂正箇所】

招集ご通知 28 ページ「税効果会計に関する注記」

【訂正前】（訂正箇所には下線を付しております）

〔税効果会計に関する注記〕

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負担の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 15 号）及び「地方税法等の一部を改正する
等の法律（平成 28 年法律第 13 号）」が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立し、平成 28 年 4 月 1 日以後に
開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行なわれることとなった。これに伴い、繰延税
金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の 32.8% から平成 28 年 4 月 1 日に
開始する連結会計年度及び平成 29 年 4 月 1 日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異
等については 30.7% に、平成 30 年 4 月 1 日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差
異等については、30.5% となる。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額
を控除した金額）は 1,803 千円減少し、法人税等調整額が 2,024 千円、その他有価証券評価差額金が
221 千円、それぞれ増加している。また、再評価に係る繰延税金負債は 17,114 千円減少し、土地再
評価差額金が同額増加している。

【訂正後】（訂正箇所には下線を付しております）

〔税効果会計に関する注記〕

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負担の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 15 号）及び「地方税法等の一部を改正する
等の法律（平成 28 年法律第 13 号）」が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立し、平成 28 年 4 月 1 日以後に
開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行なわれることとなった。これに伴い、繰延税

金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の 32.1% から平成 28 年 4 月 1 日に開始する連結会計年度及び平成 29 年 4 月 1 日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については 30.7% に、平成 30 年 4 月 1 日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.5% となる。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は 1,803 千円減少し、法人税等調整額が 2,024 千円、その他有価証券評価差額金が 221 千円、それぞれ増加している。また、再評価に係る繰延税金負債は 17,114 千円減少し、土地再評価差額金が同額増加している。

【訂正箇所】

招集ご通知 33 ページ「株主資本等変動計算書」

【訂正前】（訂正箇所には下線を付しております）

株主資本等変動計算書

（自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日）

	株主資本						
	資本金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
			別途積立金	繰越利益剰余金			
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
平成27年 4 月 1 日残高	635,342	42,000	1,180,000	532,077	1,754,077	△18,210	2,371,209
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				△73,063	△73,063		<u>△76,063</u>
利益準備金の積立		10,000		△10,000	—		—
別途積立金の積立			350,000	△350,000	—		—
当期純利益				692,526	692,526		692,526
自己株式の取得						△202	△202
土地再評価差額金の取崩				31,530	31,530		31,530
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	10,000	350,000	290,992	650,992	△202	650,789
平成28年 3 月31日残高	635,342	52,000	1,530,000	823,070	2,405,070	△18,413	3,021,999

【訂正後】（訂正箇所には下線を付しております）

株主資本等変動計算書

（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

	株主資本						
	資本金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
			別途積立金	繰越利益剰余金			
平成27年4月1日残高	千円 635,342	千円 42,000	千円 1,180,000	千円 532,077	千円 1,754,077	千円 △18,210	千円 2,371,209
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				△73,063	△73,063		<u>△73,063</u>
利益準備金の積立		10,000		△10,000	—		—
別途積立金の積立			350,000	△350,000	—		—
当期純利益				692,526	692,526		692,526
自己株式の取得						△202	△202
土地再評価差額金の取崩				31,530	31,530		31,530
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	10,000	350,000	290,992	650,992	△202	650,789
平成28年3月31日残高	635,342	52,000	1,530,000	823,070	2,405,070	△18,413	3,021,999

【訂正箇所】

招集ご通知 39 ページ「税効果会計に関する注記」

【訂正前】（訂正箇所には下線を付しております）

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「取得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなった。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の32.8%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.7%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.5%となる。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は1,803千円減少し、法人税等調整額が2,024千円、その他有価証券評価差額金が221千円、それぞれ増加してい

る。また、再評価に係る繰延税金負債は 17,114 千円減少し、土地再評価差額金が同額増加している。

【訂正後】（訂正箇所には下線を付しております）

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「取得税法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 15 号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成 28 年法律第 13 号）が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立し、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなった。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の 32.1% から平成 28 年 4 月 1 日に開始する事業年度及び平成 29 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については 30.7% に、平成 30 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.5% となる。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は 1,803 千円減少し、法人税等調整額が 2,024 千円、その他有価証券評価差額金が 221 千円、それぞれ増加している。また、再評価に係る繰延税金負債は 17,114 千円減少し、土地再評価差額金が同額増加している。

以上